

令和3年度原子力規制委員会
第8回会議議事録

令和3年5月19日（水）

原子力規制委員会

令和3年度 原子力規制委員会 第8回会議

令和3年5月19日

10:30～12:25

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：関西電力株式会社美浜発電所3号炉、高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉並びに大飯発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案）－大山火山の大山生竹テフラの噴出規模の見直しへの対応－
- 議題2：令和2年度第4四半期の原子力規制検査等の結果
- 議題3：令和2年度の検査結果及び総合的な評定
- 議題4：我が国における2020年の保障措置活動の実施結果について

○更田委員長

それでは、これより第8回原子力規制委員会を始めます。

今週も引き続き一般傍聴は行わず、ウェブ上での公開で開催をしていきます。

最初の議題は「関西電力株式会社美浜発電所3号炉、高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉並びに大飯発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案）—大山火山の大山生竹テフラの噴出規模の見直しへの対応—」です。

説明は渡邊調整官、それから、小山田調整官から。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

実用炉審査部門の渡邊でございます。お手元の資料1に基づきまして御説明をさせていただきます。

令和元年9月26日に美浜（美浜発電所）、高浜（高浜発電所）、大飯（大飯発電所）の3つの発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書を受理しておりまして、令和3年3月17日の原子力規制委員会において審査の結果の案を取りまとめて、科学的・技術的意見の募集を行うとともに、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴取するということになりました。

今般、その意見の募集の結果と、それから、意見聴取の結果を踏まえまして、本申請に対する設置変更許可の可否について御判断をいただきたいと思っております。

では、2. ですけども、科学的・技術的意見の募集の結果でございます。

総数は、2ページ目に行きまして、全部で50件となっております。美浜、高浜、大飯のそれぞれについて意見募集をいたしておりまして、寄せられた御意見の概要と御意見への考え方については、別紙1、それから、別紙2の方にまとめてございます。

高浜の別紙1-2のところに、ほかのサイトに寄せられた御意見についても重複するようなものがございますので、そちらを使いまして簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。通しのページで12ページを御覧いただけますでしょうか。

こちらは高浜のパブリックコメントに対する御意見、回答ということでございます。重複するような回答内容とかも多いものですから、そちらについては省略をしつつ御説明したいと思っております。

まず、1番目でございます。こちらは高浜の1・2号炉に燃料取替用水タンクという1次系のタンクがありますけれども、こちらが火山灰と雪の重みに耐えられない可能性が高いという御意見でございます。

こちらは審査の中で、簡易評価の結果で発生値が許容限界を下回るという評価結果が得られたとしておりますけれども、こちらは火山灰の降灰層厚を27cmと高浜の場合は設定しておりまして、それに積雪が100cm加わったときの強度というものを評価しておりますけれども、こちらの積雪が108cmぐらいになると、許容応力を超えるのではないかと。なので、その100cmの評価というのは不十分だという御意見でございました。

こちらについての回答でございますけれども、まず、設置変更許可での審査では、屋外

タンク等について、降下火砕物の堆積荷重の影響に対して安全機能を損なうことのない設計とするという基本的設計方針についての技術的成立性を確認したものでございまして、詳細な強度評価については、今後、設計及び工事計画の認可申請に係る審査において確認をするということになってございます。

なお、積雪荷重につきましては、除雪による緩和措置を取ることも考慮して、建築基準法に基づいて積雪量100cmと設定されていることを確認しております。また、保安規定におきまして、積雪量が100cmを超えないように、あらかじめ除雪をするという運用が定められているということを確認してございます。

それから、1ページ空けまして、次のページ、13ページ（3）でございまして。こちらは火山灰が降ったときに、積雪を加えた状態で除灰とか走行が、特に車両の走行ができるのかどうかという御意見でございまして。

こちらにつきましては、移動経路上の除灰及び除雪の成立性については、火山灰層厚27cmと積雪100cmを想定しても、重機によってアクセスルートの復旧ができるということを確認してございます。

重機による作業を行う際に、やはり作業前ですとか作業中に重機に積もった火山灰を除去するということが考えられますけれども、降灰環境下でも屋外で作業を行う人員に対して、必要な視界が確保されるということも確認してございます。

それから、保安規定においても、重機が故障しないようにきちんと除灰・除雪を行うですとか、オールシーズンタイヤを配備するとか、そういったことを行っていることを確認してございます。

それから、（4）ですけれども、こちらは高浜の3・4号炉です。3・4号炉について、基本設計等に技術的成立性があるとするのは誤りであると。理由は、最大層厚の変更によって非常用ディーゼル発電機のフィルタが閉塞してしまうからであるという御意見でございました。

こちらについては、まず、高浜3・4号炉の非常用ディーゼル発電機のフィルタ取替えの技術的成立性については、今後、保安規定の審査の中で確認する事項ということになっておりまして、設置変更許可段階で確認する基本設計等には含まれていないということになってございます。

この保安規定で確認する理由というのは、17ページの（10）というところに書いておりまして、すみません、17ページにちょっと飛んでいただいて、（10）の右側の回答のところです。原子力規制委員会は、平成29年12月14日付で実用炉則の改正を行って、火山影響の発生時における原子力発電施設の保全のための活動を行う体制の整備を求めて、これを保安規定に記載するという要求を行いました。

非常用ディーゼル発電機のフィルタ取替え及び清掃については、非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策ということで、この体制の整備の一環として実施するものであって、運用に係る事項でございまして、保安規定の変更認可の審査において確認を行

うというものでございます。

13ページに戻りまして、高浜3・4号炉については、保安規定変更認可申請を別途事業者が行うとしておりまして、今般の審査ではこの部分についての判断は行っていないということでございます。

続きまして、次のページ、(5)でございます。ここからは高浜1・2号炉と美浜3号炉に関連して、保安規定に定める保全の措置についてということでございます。

(5)で、火山灰層厚27cmでは電源車を移動できず、高浜1・2号炉の保安規定を変えないという関西電力の方針は容認すべきではないという御意見でございました。

まず、こちらにつきましては、電源車については、気象庁の降灰予報を受けて、発電所に火山灰が飛んでくるまでのタイムラグがありますので、その間に建屋の中に移動するという運用にしていることから、移動時に火山灰の堆積の影響を受けることはないということを確認してございます。それから、先ほどの回答にもありましたけれども、除灰や除雪の成立性については、別途確認をしております。

以上のことから、高浜1・2号炉については、保安規定を変更しないとの申請者の方針は妥当であると判断をしております。

なお、非常用ディーゼル発電機のフィルタ取替えですとか、仮設中圧ポンプにつなげる電源車とか、そういう保安規定に定める措置の妥当性は、設置変更許可の審査項目ではありませんけれども、高浜1・2号炉、それから、美浜3号炉については、申請者から最大層厚の変更後においても保安規定の変更をしないという見解が示されておりますので、今般の設置変更許可の審査に合わせて確認をしたというものでございます。

それから、1ページ飛ばしまして、16ページを御覧いただけますでしょうか。(8)でございまして、これは高浜3・4号炉に関連するものでございます。

高浜3・4号炉の非常用ディーゼル発電機のフィルタ交換・清掃の過程は成り立たないのではないかという御意見でございまして、火山灰層厚が増えるといったときに、フィルタが目詰まりするまでの時間とフィルタの取替えと清掃に要する時間というのが間に合わなくなるのではないかということと、あと、清掃回数が10回に増えるにもかかわらず、10回の試験をやっていないではないかと、そういう御意見でございます。

考え方でございますけれども、高浜の3・4号炉については、先ほども申し上げましたけれども、別途申請者が保安規定の変更認可申請を行う方針としておりますので、ここについての対策の成立性について、今般の審査では判断を行っておりません。

「なお」のところですが、この審査会合の資料に記載されている内容は、層厚10cmのときのフィルタ試験の結果を基に申請者が行った暫定的な評価であるという前提で説明を受けております。なので、層厚見直し後の条件でのフィルタの性能試験、それから、フィルタの取替え・清掃作業の検証の結果を含めて、今後の保安規定の審査の中で公開の審査会合において確認をするということでございます。

それから、最後に、18ページになりますけれども、こちらは審査書案の表記に関する御

意見でございまして、読点をつけるべきか、つけないべきかとか、あるいはルビを振るべきかとか、文言を加えるべきではないかという御意見でございまして、こちらにつきましては、御意見を踏まえて修正している箇所がございます。なので、審査書の中でも修正している箇所がございまして、その修正部分についての見え消しは一番最後に参考でつけてございます。

これらの御意見も踏まえまして、審査の結果でございましてけれども、2ページに戻っていただきまして、別紙3-1から3-3の添付のとおりとしたいと思っております。こちらについては、てにをはの修正のみでございまして、基準に適合しているという結論に変更はございません。

以上のことから、別紙3-1から3-3のとおり、審査の結果を取りまとめたと思っております。

それから、原子力委員会、それから、経済産業大臣への意見聴取の結果については、原子力規制委員会の判断は妥当であると。それから、許可することに異存はないという回答がございました。

以上を踏まえまして、別紙6-1から6-3のとおりに許可するという事にいたしましたと思っております。

それから、最後、3ページの7. でございます。こちらは3月の原子力規制委員会において、事業者から公開の審査会合で意見を聞いた上で、本件の許可に併せて、本件許可後の設計及び工事計画の認可、それから、その他の処分や検査等の取扱いについて、原子力規制委員会として御決定をいただくという方針が了承されてございます。それで、今後の取扱いについての案というものをまとめてございます。

令和3年4月に関西電力から意見聴取をしております、その結果は別紙8ということで79ページ以降のところをつけておりますけれども、簡単に申し上げますと、許可後に準備が整い次第、設計及び工事計画の認可申請ですとか、保安規定の（変更認可）申請というのを行う意向であると。

それから、審査の進捗にもよりますけれども、使用前確認も含めて、令和4年3月末までには対応を終了するということ想定しているということでございます。

それから、このDNP（大山生竹テフラ）の対応だけではなくて、今、特定重大事故等対処施設ですとか、あるいはいわゆる第3電源とか、そういったものについての設工認ですとか検査というものが並行して走っておりますけれども、こちらについては、現在の10cmの層厚を前提とした審査、検査で継続をして、それから、それらも含めて、最終的には期限までに対応を終了するということにしたいという事業者の意向が示されてございます。

それを踏まえまして、今後の取扱いについては、以下のとおりとしたいと思っております。

①から③でございましてけれども、DNPの噴出規模の見直しに係る設計及び工事計画の認可、保安規定の（変更）認可、それから、使用前事業者検査と使用前確認の手続を完了させる

べき期限は、本件の許可日から1年以降の最初のいわゆる定期事業者検査において、原子炉を起動するために必要な検査を開始する日とするをしたいと思います。上記の期限までに手続が完了しない発電用原子炉施設は、運転の前提条件を満たさないものと判断すると。

それから、上記の期限前に行われるその他の設工認等及び定期事業者検査については、従前の火山事象に関する想定を前提として、基準への適合性を判断するというようにしたいと思います。

私からは以上でございます。

○更田委員長

御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

頂いた御意見に対する回答の中で、除雪というのが1つのキーポイントになっていますけれども、その前提として100cmの積雪量が想定されていますよね。100cmの積雪に至るまでに最短でどれぐらいの時間が掛かると見込んでいて、更に、それに対して除雪のタイミングと除雪の能力をどう評価しているのか、そこはどのようなのでしょうか。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

実用炉審査部門の渡邊です。

除雪の能力と、あと、どのぐらいの時間で降るかということに関して、今回の審査の中では詳細な評価は行っておりませんが、この地方で最大一晩で積もる量としては、1m降るとかということも当然あり得ると思いますけれども、それは人力で、発電所に常駐の職員、緊急時対応要員も含めて、おりますので、その人員できちんと除雪を行うということであれば、100cmを超えないように除雪をきちんとするという事は可能だと考えてございます。

○伴委員

それは、つまり、常にウォッチしてもう24時間態勢で備えているから、それは大丈夫であると、そういう評価と。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

はい。

○伴委員

分かりました。

○更田委員長

ほかにいかがですか。

石渡委員。

○石渡委員

まず、御意見を頂いた方々に感謝を申し上げます。

頂いた御意見は、主に火山灰の想定が十分であるかということ、それと、今、伴委員が

おっしゃったように、積雪との重畳ですね、これについて御心配されているということがあったと思います。ただ、いずれもいきなりぼんと、例えば、27cm、1mが来るわけではございませんので、そういう点で除雪・除灰という運用で対応できる部分がかなりあると考えております。

ただ、これについては、今後、保安規定（変更）認可（の審査）の中で、フィルタの交換ということも含めて、実際にそれに成立性があるかどうかということはきちんと見ていただきたいと思います。

取りあえず以上です。

○山中委員

大山火山の噴出規模の見直しについての対応についての変更許可申請について、意見公募を行ったことに関しての回答でございますけれども、原子力規制庁の提案どおりで私は結構かと思えます。

今後、詳細な設計あるいは手順については、設工認並びに保安規定の審査の中で確認をしてみたいと思っております。

○更田委員長

ほかに、よろしいですか。

私の関心は、層厚が増えることによる荷重ではなくて、むしろ降灰中の密度にあるのですけれども、層厚の方は、元の許可の方でそれぞれ10cmとされていたものが、美浜22、大飯25、高浜27、高浜が一番多いので27になると。積雪とあいまって荷重がどうであるかということで、これはある意味で静的な評価だし、それまでの除雪・除灰を行うということではあるのですが、一方、密度の方は、セントヘレンズとかのものを参照して、既往最大から考えて、それには設計で対処すると。それを超えるものに関しては運用対処があると。フィルタの交換でやると。

手続的には平成29年に決めた方針にのっとっているということで、今回の審査もその方針にのっとっているのですけれども、例えば、仮に運用で対処できないとなったら、これは設置許可に戻ってくるということになると考えてよろしいのですか。

それから、ハザードの方ですけれども、密度に対する評価というのは、DNPを考慮に入れて改めて、これは石渡委員の方だと思いますけれども、密度に対する評価は今回の審査の中で改めて行っているわけではないということではよろしいですか。

○石渡委員

密度については、どういうことになっていますかね。

○小山田原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門安全規制調整官

地震・津波審査部門、小山田です。

降灰層厚を評価する際に密度というのがございまして、ただ、更田委員長がおっしゃっている密度の定義と合っているかどうかはあれですけれども、資料の、例えば、美浜ですと46ページになりますけれども、真ん中辺り、（4）に密度について、乾燥密度ですけれ

ども、0.7g/cm³というような評価はやってございます。

○石渡委員

更田委員長がおっしゃっているのは空気中の密度ということですよ。気中の火山灰濃度、この密度は詰まった火山灰の密度ですから、これはちょっと意味が違うのです。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

実用炉審査部門の渡邊でございます。

更田委員長がおっしゃった、いわゆる気中の降下火砕物の濃度ということでございますけれども、こちらは正に保安規定の審査をこれからやるに当たって、層厚見合いで濃度については変えるということで、設計基準としての濃度の評価というのは変更を行っていないということでございます。

○更田委員長

いや、だから、層厚見合いで密度をやるという方針はもう決まっているのですか。それは決まっているの。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

はい。

○更田委員長

それはどこで決まったのですか。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

それは方針というか、保安規定の中で、例えば、今までの火山灰の対応のときも。

○更田委員長

保安規定の中でなのですか。保安規定の審査はこれからだよ。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

はい。

○更田委員長

設置許可の中で設計方針を立てて、運用でこの部分というのはいいのだけれども、それは現許可でもそうだし、平成29年にその方針を決めているわけだけれども、噴出規模の変化によってその方針に変更はないということは確認したのだろうか。その同じ方針を取って、噴出規模の見直しを考慮した後でもその方針でいけるという判断はしたのですか、していないのですか。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

原子力規制庁の渡邊ですけれども、噴出規模を見直した後でも、保安規定で対処する気中降下火砕物濃度がどうなって、それに対して事業者が対処しようとしている方針で妥当であるかどうかということに関しては、変更申請が出てこないという美浜3号炉と高浜1・2号炉については、それについても今回の審査に併せて確認を行っておりまして、大飯と高浜3・4号炉については、今後、保安規定の中で確認を行うということになっております。

ちなみに、追加ですけれども、気中降下火砕物濃度の推定方法につきましては、いわゆる原子力発電所の火山影響評価ガイドの中に、平成29年の改正に合わせまして、推定方法について記載をしております、やり方としてはその中で決まっているということでございます。

○更田委員長

どうもぴんとこないのは、噴出規模が変わったことによって層厚は大きく変わっているわけですね。時間が、それもより長時間をかけてということだったら分かるけれども、時間が同じだったら気中の密度は増えるわけですね、層厚に従って。それにどう対処するかというのを、設計対処の部分は従来と同じであって、運用の部分でそれはカバーできますという、できるという方針が許可の中でどう扱われたか知りたいのですけれども。

○渡邊原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

実用炉審査部門の渡邊でございます。

許可の審査の中では、火山灰は、おっしゃったように、降灰層厚が増えることによって気中降下火砕物濃度が増えるということになりますので、それに対して設計方針を変える必要がない、要は、設備対処をやる必要がないということは確認をしております。

それから、その代わり、概略の評価ですけれども、その手順の中で、その手順を、例えば、フィルタの取替え間隔などを短くすることによって対処できるであろうという概略の評価を行っております。

○更田委員長

いや、設備対処をする必要がないというのは、フィルタの交換でいけますと言っているのと同じことだよね。だけれども、フィルタの交換でいけるかどうかは保安規定で確認するのですという構造になっているのだけれども。

山形審査チーム長。

○山形原子力規制部新基準適合性審査チーム長

審査チーム長の山形ですけれども、若干補足させていただきますと、今、降灰の空気中の濃度の御議論をされているわけですが、これは実用炉則を改正したときに議論させていただきましたけれども、非常に不確かさが大きくて、設計基準のような降灰空気中の密度を決めることができないということで、新しい層厚に基づくこれぐらいの密度に対応しますよというものと、それが24時間で来るのか、それとも、一気に来てしまってもう非常用ディーゼル発電機は使えないということを前提にしようということも含めてやっておりますので、ですから、ある程度の濃度、それと、更に極端に高くなってディーゼルが使えないというところの濃度、両方に対処するという方針を宣言しております。

それで、その中で、今、ディーゼル発電機が使えなくなるというのは、これは濃度に関係ないところでして、この方針は変わりがないということと、濃度は簡単に言えば倍ぐらいになるわけですが、そうしますと、恐らく取替え間隔が短くなるわけですが、フィルタを交換するという方針には変わりがない。あとは、何分おきに交換するか

という話ですので、そのところは保安規定で見させていただくという構造になっております。

○更田委員長

言うまでもないことだけれども、これは乾式のキャスク等についての議論をするときにもこの火山灰の議論をしましたけれども、まず、これは念のためと言うべきなのかだけれども、DG(ディーゼル発電機)が全部落ちたとしても、発電所を守るよねということは確認してあると。ですから、ある意味、無限大の密度を考えても大丈夫だよと。一方で、ただ、守れるものはなるべく守ろうよということで、DGに対するフィルタの交換なりなんんりの対処をしている。

今、山形審査チーム長が述べた方針というのは、今回の申請の中で宣言されているという理解でいいのですか。いいよ、見合わないで。山形審査チーム長、答えて。

○山形原子力規制部新基準適合性審査チーム長

はい。そのとおりでございます。

○更田委員長

ただ、これは、では、仮想的ではあるけれども、フィルタの交換なりの運用の成立性が、今度は概略ではなくて保安規定の中で審査をしていったときに、これはとても成立しないねとなったら、どういうことになるのですか。

それでも、DGが落ちても大丈夫ということは許可の中で確認されているから、保安規定の中でのクライテリアになるのは何になるのですか。あくまでやはりフィルタ交換によってDGを守れるということが保安規定の中での確認事項になっていくのですか。

○山形原子力規制部新基準適合性審査チーム長

我々は、概略、層厚が倍になれば、交換時間が半分ぐらいになると思えばいいわけですから、明らかに技術的成立性がないとは思っていないわけですがけれども、設置許可というのは、あくまでもある程度の技術的成立性はあるということを見極めて確認しておりますので、これは一般論ですけれども、もし後段規制の中でやはり技術的成立性がなかったということが明らかになれば、それは当然、許可に立ち戻ることになります。

○更田委員長

前段に戻ってくるということですね。

○山形原子力規制部新基準適合性審査チーム長

はい。

○更田委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、別紙1及び別紙2に御意見に対する考え方が記されているわけですがけれども、これはそれぞれ了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

申請書、これはてにをは等の修正があるということですが、別紙3のとおり取りまとめるということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

次に、原子力委員会及び経済産業大臣ともに異存はないということですが、関西電力株式会社美浜発電所3号炉、高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉並びに大飯発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可について、別紙6-1から6-3のとおり、設置変更の許可を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

では、そのとおり、関西電力株式会社美浜発電所3号炉、高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉並びに大飯発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可を決定します。

その上で、許可後の設工認並びに保安規定、それから、使用前確認の取扱いですけれども、これについては御意見はありますか。3ページの(2)ですが。

○山中委員

3ページに記載のとおり、関西電力からも本件に関する意見聴取を公開の会合で行いまして、提案どおり、おおむね1年程度ということで私は結構かと思います。

○更田委員長

それでは、ここに記されているとおり、設工認及び保安規定、それから、使用前確認等に関して、原子力規制庁の案を了承します。ありがとうございました。

二つ目の議題は「令和2年度第4四半期の原子力規制検査等の結果」です。ここに「等」とあるのは、1F(東京電力福島第一原子力発電所)の実施計画に関わる検査についても記されているということで、説明は古金谷課長から。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

検査監督総括課長、古金谷でございます。

資料2でございますけれども、昨年度の第4四半期の規制検査、それから、今、更田委員長がおっしゃった1Fの実施計画検査の結果について御報告したいと思います。

まず、1.のところ、原子力規制検査、施設安全、それから、放射線安全の関係でございます。

検査の状況といたしましては、日常検査はほぼ計画どおり実施してきました。チーム検査の方も、当初予定よりも若干多く59件という形で実施しました。あと、法定確認に係るチーム検査、そちらの方も、申請に基づいてということでございますが、3件行いました。

指摘事項、(2)のところでございますけれども、今回、7件確認されてございます。一覧表が1ページ目の下からございますけれども、概要だけ御説明しますが、一つ目が高浜の4号機、これは法令報告事象でもございましたけれども、蒸気発生器の伝熱管の損傷

事象でございます。スケールによるものということで、法令報告の評価については、もう既に原子力規制委員会に御報告させていただいているものということでございます。

ページをめくっていただきまして、二つ目が同じく高浜でございますが、ケーブルの敷設のところで火災対策が不十分であったというものでございます。

それから、三件目、これも同じ内容のものでございます。大飯のところでございますけれども、火災対策、ケーブル敷設のところでございますが、不十分であったというものでございます。

これら二つについては、概要のところにも書いてございますけれども、以前、伊方（伊方発電所）あるいは川内（川内原子力発電所）で確認されているものと同様の事象ということで、水平展開を関西電力の方で行っている中で確認されたというところでございます。

四件目が、敦賀発電所のモニタリングポストの中で、ダストサンプラの試料採取のところが、外気を取り入れずに建物の中の大気を取り入れていたというところでございます。

五件目が美浜の3号機でございますけれども、ADD（警報付デジタル線量計）を持って入域するときに、本来通らなければいけないゲートを通らずに入るという事象が多発していたというものでございます。ただ、これは放射線安全、あるいは核物質防護の関係で特に安全上問題があるということよりも、むしろこういったものが多発していたにもかかわらず、不適合管理が適切に行われていなかったという点を我々として指摘しているというものでございます。

六件目、高浜発電所の廃棄物の管理の関係でございますけれども、固体廃棄物貯蔵庫の外側の管理区域境界におきまして、管理基準をオーバーする線量率が確認されたというものでございまして、比較的高い線量率のドラム缶を壁の近くに置いていて、十分な遮蔽措置が取られていなかったというところで、こういったものが見つかったというところでございます。

七件目が玄海（玄海原子力発電所）の3・4号機のところでございますけれども、海水管のトレンチのところにございますプルボックスの中の火災検知器、煙の感知器でございますけれども、こちらの方が、本来であれば水平に設置するものが側面の壁に垂直に設置されていたというものでございます。

これらの7件、いずれにしても重要度評価をしたところ、軽微な指摘事項ということで、緑ということで、深刻度もIVということで判断しております。

それから、検査の継続案件、（3）のところですが、5件を今追いかけてございまして、一つは美浜3号機でございますけれども、格納容器の外にインターフェイスLOCA（冷却材喪失事故）が発生した場合に、電気計装品等がその環境に耐えられるかどうかというところの評価について、今、関西電力に確認を求めているというところでございます。

二番目が柏崎刈羽（柏崎刈羽原子力発電所）7号機のものでございますけれども、新規制基準対応ということで溶接部に機械試験を求めるといふことがあるわけですが、それを実施していなかったというものでございます。

三件目は同じく柏崎刈羽の7号機でございますけれども、蓄電池室の火災感知器の設置場所が不適切であったというものでございます。

四番目は、これは以前から継続案件ということで御報告しておりますが、敦賀（敦賀発電所）2号機のボーリング柱状図のデータ書換えの原因調査分析というものでございます。

これについては、下のところに若干経過を書いておりますけれども、これまで四回、具体的には本店の方でございますけれども、関係者からの調査、あるいは彼らが行っている調査結果などの確認を行っていますが、まだ事実関係の整理というところが不十分でありますので、引き続き検査を実施しているという状況でございます。

それから、五番目、これは3月下旬に発生しまして、原子力規制委員会の方にトピックスでも報告しておりますが、六ヶ所の核管センターの保障措置の分析所で、グローブボックス内で火災が発生したという事象でございます。

こういったものについては、引き続き、今、検査を継続しているというところでございます。

「なお」というところがございますけれども、これは先だって第3四半期の報告の際に、関西電力の大飯3号機の加圧器スプレイラインの溶接部の傷の関係の御報告を継続案件としておりましたけれども、これについては、以前、原子力規制委員会で御報告したように、検査指摘事項としないということで判断しておりますので、その辺、追記しております。

3ページ目の一番下、(4)のところでございます。事業者からの意見聴取というところでございますけれども、これは今回、九州電力、それから、4ページ目の方、日本原電（日本原子力発電）からそれぞれ意見が出てきてございますが、指摘事項に係るというものではございませんで、むしろ記載内容について、少し事実関係と異なるというところについての説明、意見がございましたので、そういった点については、適宜こちらの方で反映をしているというものでございます。

以上が原子力規制検査の施設安全、それから、放射線安全の関係でございます。

4ページ目でございますけれども、2.のところ、核物質防護の関係の検査結果でございます。検査としましては、チーム検査を今回20件実施したというところでございます。

検査の指摘事項、(2)のところでございますけれども、4ページ目のところのまず①の案件、これは柏崎刈羽原子力発電所におきまして、既に原子力規制委員会の方でも御議論いただいておりますので、詳細は省略したいと思っておりますけれども、核物質防護の機能の一部喪失事案の関係について、概要をまとめてございます。

併せて、第3四半期に確認されたID不正使用事案も含めて、我々の追加検査の対応、あるいは措置命令の関係について記載しております。

5ページ目の方がその他の指摘事項ということで、②のところでございますが、5件指摘事項が確認されてございます。

一つ目が2F（東京電力福島第二原子力発電所）の関係、東京電力の福島第二でございますけれども、こちらの方、IDカードですね、不要となったものについて、回収を十分して

いなかったという事案でございます。

二件目が四国電力の伊方でございますけれども、閉止措置がしっかりされていない開口部というものが見つかったというものでございます。

三件目が中部電力の浜岡（浜岡原子力発電所）でございますけれども、一時立入り承認の手続を一部せずに入構を許していたというものでございます。

四件目が東京電力の福島第二でございます。こちらは区域境界に管理されていない通路扉があったという事案でございます。

五件目、同じく福島第二の案件でございますけれども、立入りに関して所定の点検をしていない出入口があったというものでございます。

これらについては、深刻度・重要度は緑、IVという相当でございますけれども、既に是正措置済みというものでございます。

次、6ページ目でございます。こちらからが福島第一の実施計画に基づく検査の結果でございます。

実施状況といたしましては、保安検査、それから、施設定期検査、核物質防護の検査というものをやったというところでございますけれども、今回の指摘事項としては3件ございます。

一つ目が、表にございます1号機の原子炉圧力容器温度計の誤接続というものでございまして、取替え作業を行ったときにケーブルの接続を間違えて、温度計6台のうち1台について、42時間でございますが、十分に監視ができていなかったという状態があったというものでございます。

二つ目は作業員の顔面汚染というものでございますけれども、視覚が悪くなって、汚染したゴム手袋を着用したまま、全面マスクあるいは眼鏡というものの位置調整を行ったということで、顔面に触れてしまったというものでございます。ただ、ここにも書いておりますが、被ばくレベルとしては非常に軽いものというところでございます。

三番目が火災報知器の発報の関係でございます。これは試験を実施いたしまして、火報の試験を実施したときに、火災の検知をするという信号が鳴ったわけでございますけれども、それで、地元の消防を呼んだというところがあったわけですが、結局は非火災であったわけでございますけれども、その火災信号の発報が十分火災の発信場所が確認できないような状態になっていたということで、火災、非火災と判断するまで1時間を要したという事象でございました。

これらについては、下のところに書いてございますけれども、安全上の影響は特にございませんでしたけれども、やはり体制の不備、あるいはルールの不徹底というようなところの不適合が継続しておりますので、しっかりとこの是正の状況については、確認していきたいと考えてございます。

四半期の報告については、以上となります。説明は以上です。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

山中委員。

○山中委員

二つ教えていただきたいのですけれども、まず、四半期の検査の実施結果なのですけれども、火災防護に関係する案件が少し多いように思うのですが、何か要因があるのでしょうか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

一つありますのは、火災の知見のある、特に審査も行っている消防から出向されている方とか、非常に火災の件にお詳しい方に、検査にも、この原子力規制検査以降、参加いただいております、そういった方と一緒に現場を見る中で、いろいろな不備が見つかるというところはあろうかと思えます。

それと、あと、そういったものが一つ見つかり、今回の高浜や大飯の事例ではないですけれども、事業者の方で水平展開をしているというところもございますので、そういったところも一つ原因としてあるのかなと感じております。

○山中委員

了解しました。

それから、2ページのナンバー5、関西電力美浜発電所の案件ですけれども、不適切な入退室というのは、どれぐらいの期間にどれぐらいの件数があったのか教えてもらえますか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁、古金谷でございます。

これは報告書を後ろにつけておりますので、ちょっとそれを御覧いただければと思いますが、具体的には、ページ数でいうと21ページ目でございます。事象概要のところ、一番最初のところ、我々が今回確認した範囲ということになりますけれども、2020年4月から今年1月までの間に57件こういったものがございました。

○山中委員

個別に安全上重要であるような案件ではないと思えますし、軽微な案件ではあるかと思うのですけれども、不適切な入退室というのが常態化していたという、1年間で60件近くということですので、事業者自身がそういう入退室の改善ができなかったというのは問題かなと思えますし、重大なトラブルにつながらないように、事業者自身がコンディションレポート、あるいはCAP（是正処置プログラム）などできちんと不適切な事象が管理できるようにしていただきたいと思えますし、事業者とのそういう検査に関係するような意見交換の場で改めて事業者にそういう指示をしたいなと思っておりますので、この点、よろしくをお願いします。

私からは以上です。

○更田委員長

ほかにありますか。

伴委員。

○伴委員

三点確認したいのですけれども、一つ目は、今、山中委員から質問のあった美浜の管理区域の件ですけれども、2ページ目の五番のところのタイトルを見ると「管理区域入域時間の不適切な管理」と書いてあるのですが、この時間というのはどういうことなのか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

これは管理ゲートを通らないということがございましたので、いつ入域したかというのがしっかり管理できていなかったというところがございます。

一方で、ADDを持って入っておりますので、しっかり汚染状況というか、どれぐらい被ばくしたのかというところは、そこはしっかり管理できていたというところもありましたので、作業時間が、例えば、労働安全・労働管理の関係で長時間労働になっていないかどうかとか、そういった点で、場合によっては問題になる可能性はあったのかなと思いますけれども、そういった点ということでございます。

○伴委員

ありがとうございます。

それから、同じページの一番下の六番ですけれども、これは、こういうことが起きたというのは、元々の評価とのそごはないのかどうか。つまり、こういう高線量のドラム缶を置けば、線量率が高くなるということは矛盾しないのかということと、もしそうだとすれば、そういったものの置き方について、何か取決めはあったのかどうか、そこはどうなのでしょう。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理管（専門検査担当）

専門検査部門安全規制管理官の杉本でございます。

こちらの方、まず、彼らの保安規定の運用として、原則0.3mSv/h以下のものを置くけれども、それ以上のものをやる時には適切に遮蔽することという規則もやっております。ただ、今回、この件については、比較的高線量、最大で1.4mSv/hという数値のものを壁際に置いたまま適切な遮蔽をしていなかったと、そういうふうなものでございます。

○伴委員

ということは、保安規定上取決めはあったけれども、それに気がついていなかったというか、その手順をはしょってしまったと、そういうことなのか。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理管（専門検査担当）

そうですね。過去においてもずっとそういう運用をしている中で、全然そういう問題が起こるようなことがなかったということで、ある時期ぐらいからちょっとそういう意識が薄くなっていたと事業者から聞いておりましたけれども、しかし、きちんと定めたルールを守っていないというのはよくないということで、こちらから指摘したということでございます。

○伴委員

それから、最後なのですけれども、3ページ目の一番下の(4)のところに、事業者からの意見聴取のところで、九州電力から記載が相違しますというのがあったということで、これはどういうことなのかなと思ってちょっと中身を見たのですけれども、通しの32ページのところで真ん中辺の左側に四角が出ていて「『不適合管理基準』に規定された人的過誤の対象と記載が相違します」とあって、修正案があるのですよね。

これを反映したものが通しの76ページの網かけのところですよ。こうなっていて、これはぱっと読んでよく分からなかったのですけれども、ここで事業者内規があって「設備及び運用に係る不適合のうち」ずらずらと書いてあるのですけれども、要は、人的過誤に対する原因分析をする場合として、具体的に幾つか例示はあったのだけれども、それに該当するものではなかったの、今回は行われなかった。だから、今後はどういう理由であれ、人的過誤に関わるものに関しては全部深掘りしますよという、そういう理解でいいのですか。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理管（専門検査担当）

専門検査部門の杉本です。

その御理解のとおりでございます。

○伴委員

分かりました。ただ、向こうからの修正案も含めて、非常に分かりにくい記述だなというのが印象です。

以上です。ありがとうございました。

○更田委員長

ほかにありますか。

石渡委員。

○石渡委員

3ページ目の「検査継続案件」の中の四番目、敦賀発電所2号機のボーリング柱状図データの書換えの件ですけれども、これは既に4回本店に入ったということなのですけれども、原子力規制委員会の決定として、検査が継続している間も審査の方は続けるということでやっているわけですけれども、検査の方の状況によっては、審査の方にも影響があるかなという感じはするのですけれども、見通しと申しますか、あるいは原電側の対応が非常にスムーズにいつているのか、いつていないのか、その辺の状況と見通しをお知らせいただければ幸いです。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁の古金谷でございます。

本件につきましては、今ここで記載のとおり、これまで4回検査を行っております。ただ、やはり一番コアとなるところ、この資料にも書いてございますけれども、書換えに至った事実関係の整理、これは事業者の方で、日本原電の方で関係者にインタビューしたり

とか、そういうことで事実関係を整理しようということをしておるわけですがけれども、そのインタビューの結果と彼らが出してきた結論との整合がいまいよく分からないというようなところもあったりして、ここについては5月中にもう一度検査に入りたいと思っておりますので、そこである程度事実関係の整理ができるのかもしれないなど、これは出てくるもの次第でございますけれども、そういうふうには考えてございます。

○石渡委員

分かりました。ということは、この検査に対する協力といいますか、それについては、印象としては協力的であるということなのか、それともかなり出し渋っているというか、そういうことなのか、どちらですか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁、古金谷でございますけれども、私も何回か本店検査に参加しておりますけれども、基本的に関係する記録類とか彼らのいろいろなデータ、それから、規定類、そういったものは全て開示していただいておりますので、また、いろいろなこちらの質問に対しても、基本的には誠意を持って回答していただいているというところを感じてございます。

○石渡委員

そうですか。特にこの問題というのは、審査ということの科学的・技術的な内容の正しさといいますか、そういうことに直接関わってくる事項ですので、この検査というのは審査に直接跳ね返ってくる部分があると思うのです。ですから、できるだけ早めに結論を出していただくようお願いをいたします。

○更田委員長

田中委員。

○田中委員

一つ教えてください。3ページの継続案件の五つ目、グローブボックス内の火災について、これは大体どのぐらいの見通しで明らかになってきそうでしょうか。

○更田委員長

これは寺崎保障措置室長の方だよね。

○寺崎長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課保障措置室長

保障措置室の寺崎でございます。

OSL（六ヶ所保障措置分析所）の火災に関連して、保障措置活動でございますが、これについては、もう活動を再開してございます。ですので、検査に関しましては、ここに書いてありますように、順次確認をしていくということで理解しております。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁、古金谷でございます。

ちょっと補足いたしますと、これはグローブボックスの中のごみを入れている小さな缶で発火したというものでございまして、何が発火源かというところについて、いろいろ科

学的な物質の可能性を確認しているのですけれども、こうではないかというものが出てきていると担当の方からは聞いてございます。

○更田委員長

ほかにありますか。

では、私から。幾つかありますけれども、まず、山中委員から火災防護に関して御指摘がありましたけれども、第4四半期の検査指摘事項の中で、特に安全関係の方で、ページ1からページ2にかけて表になっていますけれども、ここでいうところの2番と3番と7番、例を取るとして2番を例にとると、ケーブルトレイから出ていたとか。ですから、これは1時間耐火を求めているようなものではないとは言うのだけれども、補機冷であるとか、やはりしっかりした役割を果たしてもらわなければいけないものに対するケーブルであって、火災防護を考えると、設置許可のときに方針として示したものは、運用として部分的にのっっていないということなので、ここでパフォーマンスの劣化が指摘されているのは当然なのだと思うのだけれども、例えば、比較でいうと、1番のSG（蒸気発生器）は、高密度のスケールが剥離して、回ってきて、引っかかって、外側からということに対して、きちんと洗浄していなかったとかうんぬんということはあるのだけれども、ただし、これは技術的にいうと、予測できなくても、結構珍しい話だよというのはパフォーマンスとしてはあると思うのですよ。

だけれども、火災のケーブルの方は、きちんとやっていないということなので、同じパフォーマンスの劣化でも、SGの方はなかなかここまでというのは、まあそうかなと思うけれども、ケーブルの方はきちんとやりますと宣言していたことをきちんとやっていませんでしたと。だから、パフォーマンスの劣化としては、こちらの方がずっと悪質だと思うのです。

同じように、大飯のケーブルに関しても同じこと。玄海はちょっと違うかなとは思いますが、ただ、これも分かっていたということではないですか。事業者は分かっていたけれども、対処が遅れたということなのか。最後の玄海のやつはこれでいいですか。分かっていたけれども、対処が遅れたということなのですか。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理管（専門検査担当）

専門検査部門の杉本でございます。

これは火災関係のチーム検査でやっているときに、どのような設置方法をしているのか、外から出ているケーブルとかを見て、これはどこにつながっているのというような質問をしている中でだんだん判明してきたこととございまして、事業者自身は、そうなっているということは、分かっていたといえれば分かっていたのかもしれませんが、問題意識を持っていなかったということかと思えます。

○更田委員長

それは問題だけれども、むしろ私は2番、3番の方に戻りたくて、の方がより問題かなと。だって、火災防護関係の人が見て回れば分かることですよ。

火災というのは、最も代表的な共通要因故障をもたらすハザードで、今ここで不適切なケーブルになっていたものの機器を、これは、だって、補機冷とかも入っているから、だけれども、これを全部落としてやるとどうなるのという評価を、火災を起こして、不適切に敷設されているものが全部機能喪失したとしたらどうなるのという問いかけになってしまうのですよね。だから、この2番、3番というのは、私は、同じ緑の中ではあるけれども、重く見るべきなのだろうと思います。

それから、検査継続案件の中で一つ。今回は検査継続ですので、詳細については説明がありませんけれども、①の美浜発電所3号機、原子炉格納容器外の電気計装品等に係るインターフェイスシステムLOCA時の耐環境評価、まず、これはよく検査官が指摘してくれたと思います。

ある意味、盲点ともなりかねないのは、ちょっとそもそも論ですけれども、今、Design Basis、DB、設計基準という言葉はある種便宜的な運用をしていて、そもそもいわゆる新規制基準というのは、シビアアクシデント対策機器の設計基準化を行ったので、Design BasisというDBという言葉の定義に従えば、SA（シビアアクシデント）機器もDBなのですよね、今や。

だけれども、それではとてもややこしいので、従来、DBの範囲と言っていたものをDBと呼んで、そして、新たに設計要求化したSAの部分はDBと呼ばずにSAと呼んでいると。

当然、新たに備えたシビアアクシデント対策機器は、シビアアクシデント条件下においてきちんと機能するという事は審査の中で確認しているし、当然のことながら、その際に、従来の設計基準に相当する、いわゆるDB機器と私たちが呼んでいるものもシビアアクシデント条件下で機能するか。これは有効性評価等もやっているから見ているのだけれども、特に格納容器の中にあるものは審査の中で見ているのだけれども、インターフェイスLOCAというのはちょっと盲点かなというのは、格納容器外なので。

ただ、当然、これは確認されてしかるべきものではあるのだけれども、ここによく指摘として挙がったと思いますし、それから、これまでのところ説明を受けている関西電力の説明も、これが検査指摘事項につながっていくとは、今の時点では私は考えていないのですけれども、ただ、一方で、問題意識というか、ここに注意を向けるということは大事なことなので、各事業者にも周知を図ってほしいのですね。

これは、例えば、CNO（原子力部門責任者）会議等をやるときに、詳しく説明して言及するというようなやり方もあるけれども、それを待たずに、やはり文書で事業者に向けて周知を図ることが、規制当局の問題意識とともに周知を図ることが大事だと思いますので、それは速やかに行ってもらいたいと思います。

更に、ちょっと話を広げると、要するに、周知を図るというのは何かというと、米国のやり方でいうと、これはInformation Noticeに相当するやり方で、何かを新たに要求するわけではないし、強制するわけでもないし、それから、忠告するわけでもないけれども、ただ、情報として共有を図ることが望ましいと。

Information Noticeとして番号が取られているということは、後から振り返ったときにとても分かりやすいし、それから、文書の位置付けも明確になるのですね。いわゆる行政指導文書みたいなものだと、頼んでいるのか、知らせているのか何だかちょっとよく分からないので。

更に言えば、技術情報検討会でも、随分Information Noticeみたいな仕組みの必要性というのは、何度か技術基盤課長をはじめ言及されているので、これは長官の方にお願いますけれども、Information Noticeのようなやり方、それから、今後、PP（核物質防護）やSG（保障措置）でもInformation Noticeみたいなものは有効だと思うので、ちょっと制度の設計をして提案してもらえませんか。

○荻野長官

承知いたしました。

○更田委員長

それから、核物質防護関係なのですけれども、検査指摘事項の中に2FのIDカードの話がありますけれども、柏崎刈羽原子力発電所における一連の核物質防護事案に関して、侵入検知装置の一部機能喪失に関しては、他の事業者に対しても同様の事例がないかどうか照会をしていると理解をしているのですけれども、IDカードものも考えるといろいろなパターンがあって、人のIDを使ってしまったとか、これは悪意があるなしにかかわらずですけれども、こういった事例が幾つか見られているので、他の事業者に対しても、IDカードの利用に係るような事案についてというのを問合わせるというか、状況を聴取すべきだと思いますけれども、この点、中村安全規制管理官、どうですか。

○中村長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門安全規制管理官（核セキュリティ担当）

核セキュリティ部門の中村でございます。質問にお答えします。

当方といたしましても、IDカード事案は、柏崎刈羽で発生したものについても重く受け止めております。更田委員長からも先ほど御提案があったとおり、IDカードの、本人は悪用する意思はなくても、取り間違えて使ってしまうような場合というのは当然あり得ることだと思いますので、その点につきましては、いろいろな機会を通じて事業者の方に注意喚起をして、今後、そのような事態が起こらないようにこれからも取り組んでいきたいと考えております。

○更田委員長

注意喚起は当然ですけれども、状況や事例についての聴取はしてもらいたいと思います。

○中村長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門安全規制管理官（核セキュリティ担当）

しっかりと確認していきたいと考えております。

○更田委員長

ほかにありますか。よろしいですか。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理管（専門検査担当）

更田委員長、一点だけ発言をちょっと修正させてください。

先ほど伴委員の御質問に対して、高浜発電所のA廃棄物庫の管理方法を、保安規定に基づいてと申しあげましたけれども、正しくは、工事計画認可申請書における廃棄物庫の収容条件というものに則していなかったということでございます。おわびして訂正いたします。

○更田委員長

よろしいですか。

それでは、本件は報告を受けたということですが、六ヶ所事務所（六ヶ所原子力規制事務所）の松本所長、それから、大飯事務所（大飯原子力規制事務所）の森園所長とつながっていますので、まず、六ヶ所事務所の松本所長から発言をお願いします。

○松本六ヶ所原子力規制事務所長

六ヶ所規制事務所の松本でございます。

昨年4月来を実施しております原子力規制検査の状況、それから、所感などを総括しまして述べたいと思います。

まず、六ヶ所原子力規制事務所ですが、日本原燃の再処理、廃棄物管理施設、それから、MOX(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料)、ウラン濃縮、廃棄物埋設の5施設、それから、核物質管理センターの六ヶ所保障措置センター1施設の計6施設を担当してございます。

動いている施設というのはほとんど現在ありませんけれども、再処理施設を中心に、新規規制基準対応工事がめじろ押しでございまして、原子力規制検査としても、そして、事業者としても非常に忙しい状態となっているという状況です。

昨年度来実施しております原子力規制検査でございますが、フリーアクセスの導入によりまして、情報へのアクセスや現場確認等、検査官が気になった点に対して、すぐに検査としてアプローチできるといった迅速性がございます。

そして、保安規定の遵守状況を確認するといった過去の保安検査から脱却しまして、専門知識を有する検査官の知識を生かして深掘りした検査ができるようになったメリットは非常に大きいと感じております。特に機器故障等のトラブル発生時とか、現場ウォークダウン等におきまして、事業者と同等又はそれ以上の技術的知見で検査することも実感できております。

一方で、これまでの各事務所長からの所感、御発言にもございましたけれども、原子力規制検査において、いわずもがなではございますけれども、検査官は、規制の上流である許可基準から下流の保安規定、これに基づく下部規定、更には必要に応じて機械、電気、計装、放射線等に係る幅広い技術的知見が必要ということで、これまで以上に検査官の力量に依存するところも多いということで、日々努力をしているということだと思っております、本庁にも現在御協力いただきまして、専門分野のエキスパートを紹介していただきました。

り、検査の中で重要なスクリーニングにつきましても、月1回の頻度で検査監督総括課や評価室を交えた気づき事項に係る議論とか、あるいは勉強会などを開催しておりまして、検査の質を高めるための活動をいろいろやっているということです。

また、先般、SGに係る封印き損がございまして、保障措置センターの鈴木所長の協力を得まして、再処理施設等に設置されているSG設備を把握・理解し、それもウォークダウンに生かすという勉強会なども事務所としては開催しておりまして、少しずつではありますがありますけれども、より充実した検査の実施に向けた取組を行っているところということです。

また、当事務所は、原子力規制検査に係る力量に加えまして、施設固有の技術的知識や過去のトラブル等に係る知識、そういったものを勘案しまして担当検査官を各施設に割り振っているところがございますけれども、前回、橋野所長がおっしゃっていた、施設が異なっており、検査官同士のコミュニケーションが線的になってしまうということを回避するために、事務所でも意識的に検査官全員での事務所内ミーティングを行うなど、面的なコミュニケーションを図ることによりまして、検査官の力量だけでなく、意識、そういったものも向上させるような効果が可能になるということを実感してございます。

それから、被規制者側の対応としましては、とても協力的でコミュニケーションも良好であると。原子力規制検査への理解も進んできていると感じています。

CAP活動、それから、安全文化醸成活動についても、以前より増して実施しているということが実感できますし、ただ、一方で、通常の施設維持の業務に加えまして、審査対応や新規制基準対応工事、そういったもので負担が増しているというのも事実でございます。これらは昨年度、災害・労災も含めた細かなトラブルも多いなと感じますが、これらの対応にも多くのマンパワーが取られ、苦勞されているという状況が実情でございます。

最後に、所感でございますけれども、当事務所としましては、これからさらなる実効性のある検査を探求していくというのはもちろんですけれども、現在、7名の検査官で6施設を担当してございます。

これは個人的な意見になってしまうかもしれませんが、まだ先の話ではありますけれども、特に再処理施設におきましては、今後、使用前事業者検査が開始されまして、ましてや操業を迎えた際には、面的にも設備的にもこれだけ大きな施設でございます。アクティブ試験を経験した人材も、原燃社員だけでなく、規制側も少なくなっているという中で、リスクを考慮した原子力規制検査を行うとしても、現在の施設維持とか、補修とか、工事、そういったものの施設の状態とは検査の視点が当然変化してくるということで、中身のある検査を行うという意味で、現在、私個人としても頭の体操を始めているところと。

ただ、今後、どこかのタイミングで、人材育成や力量確保の人材の面だけではなくて、そういった検討を始める必要性も感じております。

私からは以上でございます。

○更田委員長

ありがとうございました。

何か御質問はありますか。

伴委員。

○伴委員

御説明ありがとうございました。

六ヶ所の場合、非常に面的に設備が広がっていて、たくさんのもをを対象としなければならない。ですから、その中からどこをピックアップして見ていくかというのを考えるだけでも結構大変な作業ではないかと思います。その上で、更に、より大所高所から見たときには、品質保証がどうなっているのかとか、運用の仕組みのところを押さえていかなければいけないというのがありますので、両者のバランスというのをどういうふうにとっていくのか、その辺の御苦勞、あるいは工夫されているところがあれば、お願いできますか。

○松本六ヶ所原子力規制事務所長

六ヶ所事務所、松本でございます。

現在、3名の検査官で再処理を回しているようなところではございます。事業者が開催する会議体、それから、現場の活動につきましては、あらかじめなるべくどういう計画で今後物事を進めるのかという計画を事前に入手しまして、そういったものを確認しながら、なるべく計画的に物事を進めるよう、少ない人材で、今、伴委員がおっしゃったような品証から、それから、現場の工事ですね。工事に関しましては、特に安全上重要な施設、既設の設備に影響を与えていないかと、そういう視点で見たりとか、なるべく工夫して、満遍なく検査が網羅的にできるような形で現在取り組んでいる状況でございます。

○伴委員

ありがとうございます。大変なことだと思いますけれども、引き続きよろしくお願ひします。

○更田委員長

それでは、大飯事務所の森園所長、お願いします。

○森園大飯原子力規制事務所長

大飯事務所の森園です。よろしくお願ひします。

まず初めに、令和2年度から本格運用になった新検査制度についてですが、本格運用開始前に大飯発電所がモデルプラントとして選定され、チーム検査の試運用を行ったこともあって、本格運用開始後においても、規制事務所、事業者とも混乱することなく、日常検査やチーム検査をスムーズに行うことができているのではないかと考えております。

また、なお、四半期ごとの締めくくり会議において事業者と意見交換を行っていますが、事業者から新検査制度等に対する意見・要望等は特にはない状況です。

続きまして、大飯事務所における検査懸案事項、保全重要度等の設定誤りについて紹介させていただきます。

事業者端末の原子力保全総合システム、通称「M35」に登録されている保全重要度等を検査官が確認したところ、3号機と4号機で保全重要度等の設定に誤りがあることが確認さ

れたので、事業者に対し、ほかにも同様の誤りがないか調査するように指示しました。

その後、指示を受けた事業者が、3号機と4号機の約14万機器に対して、M35に登録された保全重要度等と系統機能制御表と整合しているか調査した結果、検査官が指摘した以外に、保全重要度を低から高に、また、安全重要度クラス3以下からクラス2以上に上げる必要がある機器が多数あることが判明しました。

本件に対し事業者は、令和3年度の第1四半期を目途にM35に登録された安全重要度等の適正化を図るとともに、保全計画について未作成がなかったか、また、スクリーニング判定に悪影響を及ぼしていなかったかを調査することとしています。

今後、規制事務所としては、事業者の調査結果を注視しながら、M35に登録された保全重要度等の適正化状況や保全重要度等の設定誤りが原子力安全に悪影響を及ぼしていないか、検査で確認していきます。

最後に、大飯事務所として令和2年度から取り組んでいるマニュアル・手順書の整備について紹介させていただきます。

発電所でトラブル等が発生した場合、迅速に対応できるようにしたトラブル等の対応手順や、所則点検計画、CR（コンディションレポート）情報、工事記録など、検査に必要な情報が誰でも簡単に入手できるようにしたM35の利用操作手順や、フリーアクセスで管理区域やツーマンルールエリア等にスムーズに入退域できるようにした入退域鍵借用手順や、また、各種庶務業務を確実に行うことができるようにした勤怠マニュアル等を整備し、業務の効率化に努めるとともに、更に、事業者の弱点を把握するため、CR分析用のツールとしてエクセルで傾向観察シートを作成し、検査活動に役立てています。

それとは別に、現在、コロナ禍の中で思うように研修等に参加できないので、今やっているのは、ベテラン検査官が若手検査官が担当している検査業務等に同行し、積極的にOJTを行っています。

以上、私からの報告を終わります。質問等がありましたら、よろしくお願いします。

○更田委員長

ありがとうございました。

御質問はありますか。

山中委員。

○山中委員

お疲れさまです。山中です。

大飯発電所では、通常の検査に加えて、昨年度は加圧器スプレイ系の配管の損傷なんかが見つかって大変だったと思います。CAP会議なんかの情報を速やかに本庁に報告していただいて、本件なんかは非常に早く本庁が対応できた、新しい検査制度の1つの成果かなと、私自身、考えております。

何か検査に加えて業務環境などへの要望等がございましたら、お話しいただければと思うのですが。

○森園大飯原子力規制事務所長

執務環境の改善と検査等で活用するために、適宜、地方班の方に依頼しまして、事業所のパソコンでM35を確認するのですけれども、画面がちょっと小さいので、みんなで共有できないのです。それで、大きな画面ですかね、ディスプレイを買っていただきました。そのほかロッカーが、書類等が多くなったので、ロッカー等を整備しております。いろいろと迅速に対応していただいているので、特にそのほかに必要なものは今のところはありません。

○山中委員

ありがとうございます。何か本当に検査に役に立つような環境整備等の御要望があったら、すぐに本庁の方にお伝えいただければと思います。ありがとうございます。

○森園大飯原子力規制事務所長

よろしくお願いします。

○更田委員長

本日はちょっと時間が押してしまったのであれですけれども、松本所長、森園所長、また検査官会議で具体的な点についてはお伝えいただきたいと思ひますし、また、先ほどのスプレ配管の件にしてもそうですけれども、チーム検査と、それから、事務所の方々の間の連携について、また今後とも御意見を寄せていただければと思います。

松本所長、森園所長、ありがとうございます。

それでは、議題としては、これは第4四半期について報告を受けたということにしたいと思ひます。ありがとうございます。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

更田委員長、一点、修正をよろしいですか。

○更田委員長

どうぞ。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

資料の修正がござひます。今回の資料ではないのですけれども、第3四半期の報告の際、これは2月10日の報告なのですけれども、ちょっと数字が誤っておりましたので、ホームページも差し替えたいと思ひております。

チーム検査の実績、1.の(1)のところを47件ということで報告していたのですけれども、その後、確認したら45件ということでござひましたので、ここは修正を図りたいと思ひます。申し訳ござひませんでした。

○更田委員長

次の議題は、3つ目の議題「令和2年度の検査結果及び総合的な評定」。説明は同じく古金谷課長から。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

検査監督総括課長、古金谷でござひます。

資料3でございますけれども、御報告したいと思います。

今回、令和2年度の検査結果ということで、今、先ほど四半期報告をしましたけれども、まず、原子力規制検査全体の関係の報告ということで、1.のところで、これは法律に基づきまして、検査結果に基づいて総合的な評定をすることが義務づけられてございますので、そういった点も含めて御報告をして、御了承いただきたいと。併せて、今年度の検査計画についても御報告をして、御了解いただきたいと思います。

それから、1Fの方も各四半期の結果をまとめたものとしてレポートを作成するということが実施要領上決められておりますので、その内容についても御説明をしたいと思っております。

それから、あともう一つ、別資料で資料3-2ということでつけてございますけれども、例年、国土交通省の方でやっていただいております核燃料物質輸送における防護措置の状況の確認というものも併せて御報告させていただきたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

では、まず、資料3-1の方でございますけれども、1.の総合評定のところについて御説明をしたいと思います。

この総合的な評定は、法律上の位置付けがございまして、具体的なやり方については、実施要領の中に定めてございますので、それに基づいて今回実施したというものでございます。

基本的にこの総合評定というものは、年1回、事業の許可、あるいは指定の単位で行うと。複数の炉が1つの許可の場合には、炉ごとに評定を行うということでやってございます。

評定としては、各監視領域の活動目的を達成しているかどうかというところを評価するというので、特に安全実績指標、それから、検査の指摘事項の有無、その重要度、そういったものを踏まえて評価をすることを考えてございます。

具体的な総合評定というものは、(2)のところで、具体的なものは正に別紙2のところにそれぞれ各施設ごとでございますけれども、まず、全体的な総合評定の概要について、本文のところ、2ページ目になりますけれども、御説明いたします。

まず、検査指摘事項が全く確認されなかった施設、これは実用炉でいきますと16施設、核燃料の施設でいきますと48施設でございますけれども、これらにつきましては、ここに書いてございますように、指摘事項は確認されなかった。安全実績指標も年間を通じて「緑」だったと。

それから、二つ目のマル(○)のところで、改善活動のところでございますけれども、特に問題は確認されていないというところでございますので、これらの施設については、年間を通じて対応区分1ということでございまして、活動目的を満足しているということで、パフォーマンスの劣化が生じたとしても自律的な改善が見込める状態という評価にしたいと考えてございます。

それから、②の指摘事項がございましたけれども、全て「緑」、深刻度もⅣというものが確認された。それだけが確認された施設ということでございます。これは発電炉でいきますと29施設、核燃料の施設で1施設ございました。

これにつきましては、基本的には①と同じ評価ということになりますけれども、指摘事項は「緑」であったと。安全実績指標も年間を通じて「緑」ということでありまして、改善活動にも特に問題は確認されていないということでございますので、対応区分としては年間を通じて1ということでございますので、先ほどと同様に、パフォーマンスの劣化が生じたとしても自律的な改善が見込める状態という評価にしたいと思っております。

③のところ、これは先ほど四半期報告でも御報告しましたけれども、柏崎刈羽原子力発電所の関係でございます。

これについては、第3四半期において「緑」の案件が一つ、これは6号機でございます。それから、核物質防護の関係での指摘事項、「白」の判定のものが一つあったということで、対応区分を2に変更しているということがございます。

更に、第4四半期でございますけれども、こちらで重要度・深刻度が「赤」、SL（深刻度レベル）Ⅰというものがございましたので、対応区分を4に変更したということでございまして、それを受けて、三つ目の○にございますように、措置命令も出しているという状況でございます。

従いまして、評価といたしましては、一番最後の○のところでございますけれども、監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に、長期間にわたる、又は重大な劣化がある状態という評価をしたいと考えてございます。

それから、④の大間発電所、建設中のもの、それから、政令非該当の使用施設、こちらについての内容でございます。

こちらについては、安全実績指標は特に報告を求めておりません。検査指摘事項があるかどうかというところで評価してございますけれども、基本的に検査指摘事項はございませんでしたので、①②と同じような評価ということで、自律的な改善が見込める状態と評価してございます。

(3)のところ、これを受けた検査計画、今年度のものでございますけれども、具体的には別紙3に書いてございますけれども、先ほど申し上げたカテゴリーに沿って言いますと、①②④、これらについては区分1ということでございますので、基本検査を行っていくということで考えてございます。

③の柏崎刈羽原子力発電所でございますけれども、こちらについては、既に原子力規制委員会でも議論いただいておりますけれども、追加検査を行うということと併せて、基本検査の方もサンプル数を増やして、今年度は2回から4回に増やしたいと考えてございます。

この総合的な評定につきましては、御了承いただければ、(4)に書いてございますけれども、各事業者の方に通知をしていきたいと考えてございます。

以上が総合評定の関係でございますが、具体的なものを少し御覧いただければと思いますので、別紙2、具体的なところを御覧いただければと思います。ページ数でいいますと11ページからでございます。

目次というか、一覧表がございますけれども、どういう評定書になっているかというところでイメージを御説明しますと、14ページが1つの例でございますが、こちらが北海道電力の泊発電所に対しての総合評定ということでございますけれども、今御説明したような内容でいいますと、ここは検査指摘事項が全くございませんでしたので、そういった旨を記載してございまして、2のところは「総合的な評定」ということとなりますけれども、先ほど申し上げましたように、年間を通じて対応区分1ということでございますので、活動目的を満足している。パフォーマンス劣化が生じても自立的な改善が見込める状態と評価するという形にしてございます。

一方、柏崎刈羽の例でございますけれども、こちらについては21ページ目を御覧いただければと思います。21ページ目に柏崎刈羽の6号機以外について記載してございますけれども、こちらについては、確認された指摘事項それぞれ項目を記載してございます。

「総合的な評定」というところが21ページ目の下のところから記載がございましてけれども、こういった指摘事項が確認されたことを踏まえて、22ページ目の最後のところでございますけれども、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期にわたり、又は重大な劣化がある状態と評価するという形にしたいと考えてございます。

こういったものを一枚一枚、それぞれの施設について、別紙2という形で添付させていただいております。

残りにもものについては、説明は省略したいと思います。

本文の方に戻っていただければと思いますが、続きまして、福島第一の検査結果、あるいは今年度の検査計画でございます。

3ページ目の下のところからでございますけれども、具体的な報告書は別紙5、113ページ目以降でございますけれども、概要をここに示していますように、令和2年度の検査の中では、施設定期検査については、計画に定められた性能を有しているということを確認できました。保安検査では8件の指摘事項が確認されて、これはいずれも軽微な違反という評価結果でございます。核物質防護の関係では、特に違反はなかったというところがございます。

4ページ目の方でございますけれども、3年度の計画でございます。これにつきましては、3月31日に福島第一原子力発電所の実施計画検査の基本方針について御了承いただきましたけれども、これに基づいてこの報告書の中で定めてございまして、特に令和2年度に指摘事項の多かった放射線管理といったところについては、しっかりと保安検査の中でも検査していきたいということで考えてございます。

以上が福島第一の関係の結果報告及び今年度の検査計画でございます。

最後、ちょっと別の3-2という資料がございますけれども、2枚の資料がございます。これは国土交通省の方で実施しております核燃料物質輸送における防護措置の確認結果というものでございます。

令和2年度、2ページ目でございますけれども、陸上輸送、海上輸送、航空輸送それぞれ計画書の確認、あるいは現場の確認というものを、それぞれ実施をこの数やったというところがございますけれども、特に問題は確認されなかったというところがございますので、併せてこの件についても御報告をしたいと思っております。

私の方からの概要説明は以上でございます。

○更田委員長

御意見はありますか。

○田中委員

令和2年度全体についての総合的な評定という説明があったのですが、多分、これは毎年この時期に前の年の評定をするということになっていくかと思うのですが、それで見たら、今回のものが前例となっていきそうな感じもするのですが、ちょっと気になったところが1個ございまして、1から2ページのところで「総合的な評定の概要は以下のとおり」として、①②③④、ここのところはいいかと思うのですが、別紙2の11ページのところに、わーっと事業者があって、総合的な評定で行って、①②③があって④とあるのですが、特に④のところは、この書き方でいいのかどうか若干気になっていまして、④というのは大間と非該当のことを書いているのですが、もしこういう中で問題となるようなことがあれば、この④の書き方は変わってくるのではないかと思います。この④の書き方がこれでいいかどうかは、もうちょっと工夫があってもいいのかなと思ったりしました。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

承知いたしました。今回は、④については、安全実績指標の提出を求めている。検査の結果のみで評価するというので、指摘事項が全くありませんでしたので、①②と最終的には同じような評価結果という形にさせていただきましたので、どういう評価のやり方がいいのかというのはまた検討したいと思いますけれども、今年度はこういう形でやらせていただければと思っております。

○更田委員長

ほかにありますか。

これで1年やってみてというか、やってみてではないね。やってみては終わって、実際の運用として1年間やったわけですが、特徴としては、元々実用炉向けに設計されている制度を、どちらかというところ、原子力規制委員会の場合は幅広に運用・適用したということ。

それから、前例に倣うのだとすると、パフォーマンスインディケーターに関する議論というのは、多分、これからなのかもしれないけれども、起きてくるだろうなという。1年

目だから、まだそこまで行っていないのかなど。

それから、PRA（確率論的リスク評価）のモデルに関しては、本国というか、大本の米国と違うのは事業者モデルを使ってやっているというところで、それはこれまでのところ、効率という点では。ただ、米国はそれが盛んに論争の種になる。規制当局のモデルが古過ぎるとか、そういう指摘を受けて論争の種になるという、それは回避できるけれども、これもやはりもう少し見ないとということなのだろうとは思いますが。

多分、一番問題として残っているのは、最初に言った、そもそも実用炉向けに設計された制度を、少しというか、広く捉えたということが今後の難しさと呼ぶのだろうと思っています。

本件については、報告を受けたということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

ありがとうございました。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

一点だけよろしいですか。国土交通省の資料なのですけれども、毎回のよう国土交通省の方が来ていただいているのですけれども、提出を今後原子力規制庁の方にいただいて、特に今回のように問題がなければ、もう報告を省略したいと思うのですけれども、そういう形でよろしいでしょうか。

○更田委員長

そうですね。今回も国土交通省から村田安全防災対策官においでいただいていますけれども、何かあれば、また問い合わせ、照会させていただくということで、恐らく余り、これまでの例を見ても、何もないので、今回も随分時間的には待っていただいたということもあるので、次回以降、資料を出していただいて、原子力規制庁の方で説明をして、更に、国土交通省の方に何か問い合わせをしなければならぬということになったら、改めてという形の運用にしたいと思います。

本日は、村田安全防災対策官、ありがとうございました。

四つ目の議題、本日最後の議題ですが「我が国における2020年の保障措置活動の実施結果について」。

説明は寺崎保障措置室長から。

○寺崎長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課保障措置室長

保障措置室の寺崎と申します。本日は、資料4に基づきまして、我が国における保障措置活動の実施結果について、昨年1年間の実績を取りまとめましたので、御報告いたします。

資料にございますとおり、我が国は、日・IAEA（国際原子力機関）保障措置協定及び同協定の追加議定書並びに二国間協定により、IAEAによる保障措置を履行する義務を負ってございます。

原子力規制委員会は、これらの国際約束を実施するため、原子炉等規制法に基づき、保障措置検査等の実施を含む国際規制物資の使用に関する規制を行ってございます。

特に（１）３段目でございますが、2020年は新型コロナウイルスの感染が拡大している状況ではありましたが、IAEAは保障措置活動は計画どおり実施するとの方針でございましたので、それを踏まえまして、IAEAと積極的に情報共有を図りながら保障措置活動を実施してまいりました。

資料１ページ目の中ほど①に、我が国の保障措置活動の規模をまとめています。いずれも前年と大きく変わらないもので、昨年１年間で保障措置活動の基本となる国際規制物資使用者等からの核物質の計量管理報告が4,704件あり、原子力規制委員会はこれらを取りまとめ、外務省を通じてIAEAに提供しております。

原子力規制委員会が行った保障措置検査等の現場検認の業務量は、昨年１年間で合計1,795人・日で行ってまいりました。

これらの内容につきましては、３ページ目の別紙１の表にまとめておりますので、御覧いただけますでしょうか。

３ページ目の別紙１の上の表の左側でございます。保障措置の対象となる施設等の数がございます。合計はその表の下でございますが、合計の数は2,122となっております。前年の括弧内の数字、2,091から若干増えております。これは非原子力利用国際規制物資使用者の増加分に起因してございます。

次に、同じ表の真ん中に保障措置検査の実績がございまして、これは国による検査と、指定保障措置検査等実施機関である核物質管理センターによる検査の合計の数字で、年間1,659人・日で行ってまいりました。表の下でございます。前年に比べて21人・日分増加しております。増加の要因といたしましては、発電用原子炉である伊方１号や美浜１号、２号からの燃料払出しの立ち会い、また、日本原子力研究開発機構の使用施設間での核物質の受け払いに係る検認等によるものでございます。

その下の小さな表、②の表でございます。こちらは我が国が提供した施設の設計情報に基づきまして、実際の施設の検認を行う設計情報検認及び追加議定書に基づき、核物質を伴わない場合も場所も含めて、立入りを行います補完的なアクセスについて、取りまとめております。

2020年には設計情報検認と補完的なアクセスと合わせて136人・日をかけてまいりまして、先ほどの保障措置検査の1,659人・日と合わせまして、全体として合計1,795人・日が現場検認活動の総業務量となりました。

引き続きまして、４ページの図でございます。昨年１年間の主要な核物質の移動量と年末の在庫量を、厳密な規制区分にこだわらない形で施設タイプごとにまとめたものでございます。

2020年には、ウラン再転換成型加工施設で製作された燃料集合体286体が実用発電炉へ移動されております。また、先ほど申し上げました発電用原子炉である伊方１号や美浜１号、

2号から使用予定のない新燃料の米国への輸出や、ウラン再転換成型加工施設から米国及び英国への輸出がございました。輸入については、表記する対象はございませんでした。

それから、次の5ページ目の表は、昨年末時点での在庫量、これは原子炉等規制法上の規制区分に沿って集計したものでございます。

更に、その次の6ページ目でございますが、こちらは二国間協定の相手ごとに、国籍管理を行う国内の核物質の量を示したものでございます。同じ核物質に対して複数の国籍がつくということがございますので、これらの量を縦に合計しても、その前の表とは合計は一致しない構造になっております。

恐縮ですが、再度1ページ目にお戻りいただけますでしょうか。資料の真ん中(1)②に、2020年の保障措置検査に関連して、特に進展のあった主な取組をまとめております。

福島第一原子力発電所では、前年同様、核物質の未申告の持ち出しがないことを確認しております。特に3号機の使用済燃料プールから共用プールへ移送された燃料につきましては、実在庫検認を行いました。

また、IAEAとの間で、1号機から3号機の燃料デブリの取出しに向けた国内の検討状況の情報を共有するとともに、燃料デブリの払出し施設及び受入れ施設における計量管理等に関する検討・協議を行っております。

次に、単独保障措置検査でございますが、昨年2月に原子力規制委員会にて保障措置検査実施要領を御了承いただき、それに基づき単独保障措置検査の年間計画を策定いたしました。同計画に基づきまして、こちらも新型コロナウイルス感染対策の基本的対処方針を踏まえつつ、特に7月以降に検査を実施いたしました。

次に、国レベル保障措置手法に基づく新たな査察活動ですが、2020年につきましては、ウラン加工施設、ウラン濃縮施設、実用発電用原子炉等及び六ヶ所再処理施設において、新たな実施手段による査察活動を開始してございます。

引き続きまして、③にその他の保障措置活動をまとめてございます。

昨年、査察用封印等の毀損が発生した場合の、事業者から原子力規制委員会への報告ルールの明確化及び原子炉等規制法に基づく立入検査の実施のための検討を行いまして、本年2月に国際規制物資の使用等に関する規則の改正を行っております。

また、核物質管理センターにおいては、保障措置検査時に採取した試料の分析、また、JAEA(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)の高度環境分析研究棟、CLEARと呼ばれているところでございますが、こちらにおいては、分析技術の維持及び高度化を図りつつ、IAEAが採取した環境試料の分析等を例年同様継続しております。

以上、2020年に原子力規制委員会が実施した保障措置検査等により、国際規制物資使用者等による国際規制物資の計量及び管理が適切に行われていることが確認されたことをここに御報告いたします。

本資料でございますが、会議後速やかに公表し、また、IAEAによる我が国の保障措置活動についての評価に資するため、本結果をIAEAに情報提供いたします。IAEAによる保障措

置声明は、2020年版についても6月の理事会後に公表される見込みでございます。

私からは以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

では、私の方からですけれども、2020年度はやはり新型コロナウイルスの感染症の問題が一番大きくて、その感染でIAEAの査察に同行する者の心配をしなければならなかったのだけれども、IAEAは予定どおりやると。

当然、保障措置活動の指揮権はIAEAが握っているのですので、保障措置室並びに核物質管理センターには非常に大きなストレスがかかったと思って、ですから、特に組織の外である核物質管理センターには大変な御苦勞をかけたと思って、感謝をしたいと思いません。

その上で、一般的なコメントからいうと、この保障措置活動というのは原子力の活動の基本であって、ここでIAEAに対してきちんと身のあかしを立てることができないと、場合によっては全ての活動が停止するわけで、その重要性というのは、ふだんは静かな活動だから、重要性はみんな理解する人は理解しているけれども、静かに進行しているということなのですが、先ほど田中委員からも指摘があったOSL、六ヶ所の分析所で火災があって、予定する分析ができないとなると、それ、身のあかしが立たないではないかということになって、施設的には十分対処が可能ではあったけれども、その対処をするためには御地元も含めての関係者の理解をいただくと。

そのときに、意外とSGというのは知られていないなという経験をしたのだと思うのですね。そういった意味で、保障措置の重要性、安全やセキュリティとはまた別ではあるけれども、保障措置できちんとした国としての身のあかしといいますか、きちんと平和利用のみで進めていますよということを示す大変重要な事例なので、これは保障措置室に言うのか、広報に言うのか分からないけれども、きちっと保障措置活動というの、しっかりその活動を知らせるということは、私たちのある意味義務でもあるのだらうと思しますので、この点はちょっとお考えいただきたいと思えます。

○荻野長官

原子力規制庁、荻野でございます。承知いたしました。

○更田委員長

ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

では、本件は報告を受けたということにしたいと思えます。ありがとうございました。

本日予定した議題は以上ですけれども、議題3、総合的な評定及び検査計画ですが、これは報告を受けたと私は申し上げましたけれども、総合的な評定と、それから、次年度の検査計画を原子力規制委員会に承する立場にありますので、これらを了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

それでは、原子力規制委員会としてこれを了承します。ありがとうございました。

予定した議題は以上ですが、幾つかありまして、最初に山形審査チーム長の訂正から行きますか。

○山形原子力規制部新基準適合性審査チーム長

審査チーム長の山形でございますけれども、議題1のところ、更田委員長から、フィルタ交換については設置許可の段階で宣言がされているのかという御質問がありまして、そのとき私はそのとおりでずとお答えしたのですが、それは誤りでございまして、正確には、申請書の本文には降下火砕物が侵入しにくい設計とすることが書かれておりまして、我々、審査の補足説明資料の中で、侵入しにくい設計についての説明資料の中で、こういう濃度のときには、閉塞の時間は何時間で、フィルタ交換に要する時間は何時間であるということを見させていただいているということでございますので、若干間違いでございましたので、訂正させていただきます。

○更田委員長

分かりました。

それでは、次に、規制企画課、森下課長から紹介があります。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

規制企画課の森下です。

配布資料ですけれども、5月12日に関西電力から美浜3号機の特重施設が法定の期限内に完成しないことに対する対応ということで書類が出てきましたので、報告させていただいたものでございます。

内容は3ページ目でございますけれども、美浜3号機の経過措置期間の満了日は今年の10月25日ですけれども、間に合わないということで、対応といたしまして、経過措置期間が満了する日の24時までには原子炉を冷温停止状態として、使用前確認を受けるまでの期間は冷温停止状態を継続するというところでございます。使用前確認を受けた後、原子炉を起動するというところでございます。

以上です。

○更田委員長

御質問はありますか。よろしいですか。

それでは、もう一つ。総務課長から。

○児嶋長官官房総務課長

総務課長の児嶋でございます。

私は、新型コロナウイルスの対応の関係で御報告がございまして、資料はございません。

まず、去る5月14日、先週金曜日ですけれども、御案内のとおり、政府が緊急事態宣言とまん延防止等実施措置の対象区域を拡大する決定を行いました。具体的には、緊急事態宣言に関しては北海道、岡山、広島、まん延防止等実施措置につきましては群馬、石川、

熊本が追加されております。

結果としましては、16日から適用になっておりますが、原子力規制委員会の関係では、北海道の泊原子力規制事務所、北から参りますが、その次は石川県の志賀原子力規制事務所、あと、岡山の上齋原原子力規制事務所、これらが対象区域になっておりますので、これまでの方針に従って出勤回避に努めることとなります。

他方、対象区域の拡大以外には、その際は政府の基本的対処方針で、不要不急の外出や都道府県間の移動に関する自粛要請に関して、特に内容の変更はございませんでした。

従いまして、新型コロナに係る原子力規制委員会の対応方針につきましても、先週、口頭で御了解いただいた5月31日までの現状の方針のままとしたいと考えております。

ちなみに、5月31日以降の対応につきましては、恐らく来週の定例会の時点ではまだ政府の方針は決定していないと思います。延長されるかどうかとかですね。従いまして、数日過ぎてしまいますが、6月2日の定例会で、6月1日以降の方針についても、原子力規制庁内で検討した結果を御報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

私からは以上です。

○更田委員長

何か御質問はありますか。よろしいですか。

更に、今度は古金谷検査監督総括課長から。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

申し訳ございません。資料の訂正でございます。誤記がありました。

資料3-1、先ほどの総合的な評定の19ページ目でございます。評定の福島第二原子力発電所宛ての通知のところで、検査指摘事項の数が2件と書いてあるのですが、正確には、列挙しているのが4件ございまして、4件でございますので、そこだけ修正をさせていただきたいというところでございます。

○更田委員長

ちょっとではないな、だけれども。総合的な評定だから、やはりチェックはしっかりしてくださいね。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

はい。失礼いたしました。

あと、1ページ目の注釈のところの1Fの検査の実施要領のところも誤記がありましたので、ここも併せて修正をしたいと思っております。

以上でございます。

○更田委員長

長官、本日は誤記修正が多かったですね。

○荻野長官

荻野でございます。大変申し訳ございません。十分に精査するようにいたします。

○更田委員長

ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の原子力規制委員会を終了します。ありがとうございました。